

# 健康診断を 実施しましよう



《このパンフレットに掲載している健康診断》

- 定期健康診断
- 歯科健康診断
- 特定化学物質健康診断
- じん肺健康診断
- 雇入時の健康診断
- 海外派遣労働者の健康診断
- 鉛健康診断
- 腰痛健康診断
- 特定業務従事者の健康診断
- 有機溶剤等健康診断
- 電離放射線健康診断
- パート・アルバイトの健康診断

《その他の健康診断》

- 石綿健康診断
- 四アルキル鉛健康診断
- 高気圧業務健康診断
- 指導勧奨による健康診断（VDT 作業・騒音・レーザー光線など 30種類）



ひと、くらし、  
みらいのために

厚生労働省  
大阪労働局・労働基準監督署

<http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

H27.3

# 定期健康診断・雇入時の健康診断

労働安全衛生規則第44条

労働安全衛生規則第43条

労働者を1人でも雇用している事業者は、1年以内ごとに1回定期に健康診断を実施することが法令で義務づけられています。また、新しく労働者を雇い入れるときは、雇入れの直前又は直後に健康診断を実施しなければなりません。なお、雇入時の健康診断は、適正配置や入職後の健康管理のためのもので、採用選考のためのものではありません。

## 検査項目

	項目	定期 (第44条)	雇入時 (第43条)
①	既往歴及び業務歴の調査	○	○
	(喫煙歴及び服薬歴)	※1	×
②	自覚症状及び他覚症状の有無の検査	○	○
	身長	●1	○
	体重	○	○
③	腹囲	●2 ※2	○
	視力	○	○
	聴力	●3	○
④	胸部エックス線検査	○ ※4	○
	喀痰検査	●4	×
⑤	血圧	○	○
⑥	貧血検査	●2	○
	血色素量	●2	○
⑦	赤血球数	●2	○
	GOT	●2	○
	GPT	●2	○
⑧	γ-GTP	●2	○
	血清トリグリセラ イド	●2	○
	HDLコレステロール	●2	○
⑨	LDLコレステロール	●2	○
	血糖検査	●2 ※3	○
⑩	尿検査	蛋白	○
		糖	○
⑪	心電図検査	●2	○

## 定期健康診断の省略基準など

『雇入時の健康診断には省略基準はありません』

- 1 : 20歳以上の者については、医師の判断に基づき省略可
- 2 : 40歳未満（35歳を除く）の者については、医師の判断に基づき省略可
- 3 : 1000及び4000ヘルツの音を用いて、オージオメーターで検査する必要がありますが、45歳未満（35、40歳を除く）の者については、他の検査方法（音叉など）に代えることができます。
- 4 : 胸部エックス線検査により病変及び結核発病のおそれがないと診断された者について医師の判断に基づき省略可

※1 : 喫煙歴及び服薬歴については、問診等で聴取を徹底する旨通知（平成20年1月17日 基発第0117001号 保発第0117003号）

※2 : ●2に加えて、①妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断されたもの、②BMIが20未満である者、③BMIが22未満であって、自ら腹囲を測定し、その値を申告した者は、医師の判断に基づき省略可

※3 : 血糖検査については、糖化ヘモグロビンA1cの検査によることも差し支えない（平成10年12月15日 基発第697号）  
また、糖化ヘモグロビンA1cの検査結果の表記はNGSP値を用いる（平成24年10月31日 基安労発1031第1号）

※4 : 40歳未満の者については、以下のア～ウ以外の者で、医師が必要でないと認めるときは省略可  
 ア 5歳毎の節目年齢（20歳、25歳、30歳及び35歳）の労働者  
 イ 感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等の労働者  
 ウ じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている労働者（平成22年1月25日 基発0125第1号）

## 胸部エックス線検査・喀痰検査について

従来の省略基準（●4）に加え、上記※4の胸部エックス線検査の省略基準を追加しました。また、喀痰検査の趣旨・目的を踏まえ、胸部エックス線検査を省略された方は、喀痰検査も省略されることとなります。（平成22年1月25日 基発0125第1号）

（注）労働者数50名以上の事業場については、遅滞なく定期健康診断結果報告書を提出することが法令で義務づけられています。

『雇入時の健康診断は、結果報告の必要はありません』

# 海外派遣労働者の健康診断

労働安全衛生規則第45条の2

労働者を6か月以上海外に派遣しようとするときは、あらかじめ次の項目の健康診断を実施しなければなりません。また、6か月以上海外勤務した労働者を帰国させ、国内の業務に就かせるときも、健康診断を行わなければなりません。

## 必ず実施しなければならない項目

- ①既往歴及び業務歴の調査（喫煙歴及び服薬歴）
- ②自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- ③身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
- ④胸部エックス線検査及び喀痰検査
- ⑤血圧の測定
- ⑥貧血検査（血色素量、赤血球数）
- ⑦肝機能検査（GOT、GPT、γ-GTP）
- ⑧血中脂質検査（血清トリグリセラード、HDLコレステロール、LDLコレステロール）
- ⑨血糖検査
- ⑩尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）
- ⑪心電図検査

## 医師が必要と判断した場合に実施しなければならない項目

- ①腹部画像検査（胃部エックス線検査、腹部超音波検査）
- ②血液中の尿酸の量の検査
- ③B型肝炎ウイルス抗体検査
- ④ABO式及びRh式の血液型検査（派遣前に限る）
- ⑤糞便塗抹検査（帰国時に限る）

## 医師が必要でないと認める場合に省略できる項目

- 身長 : 20歳以上の場合
- 喀痰検査 : 胸部エックス線検査で所見のない場合

# 特定業務従事者に対する健康診断

労働安全衛生規則第45条

深夜業などの特定業務に常時従事する労働者に対しては、当該業務への配置替えの際及び6か月以内ごとに1回、定期に、定期健康診断と同じ項目の健康診断を実施しなければなりません。

ただし、胸部エックス線検査については、1年以内ごとに1回、定期に行えば足ります。

検査項目は定期健康診断と同じです

## ■特定業務従事者に対する健康診断の省略基準

定期健康診断の医師の判断による省略基準に加え、以下により検査項目を省略することができます。

①年2回の聴力検査のうち1回は、医師が適切と認める方法を用いても良いことになっています。

②貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、心電図検査について、年2回のうち1回は、医師が必要でないと認める時は、省略することができます。

特定業務とは（労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務）

- ①多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
- ②多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
- ③ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
- ④土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
- ⑤異常気圧下における業務
- ⑥さく岩機、鉄打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務
- ⑦重量物の取り扱い等重激な業務

- ⑧ボイラーメンテナント等強烈な騒音を発する場所における業務
- ⑨坑内における業務
- ⑩深夜業を含む業務
- ⑪水銀、ヒ素、黄リジウム、フッ化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、苛性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
- ⑫鉛、水銀、クロム、ヒ素、黄リジウム、フッ化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気または粉じんを発散する場所における業務
- ⑬病原体によって汚染のおそれがある業務
- ⑭その他厚生労働大臣が定める業務（未制定）

\*有機溶剤・特定化学物質・鉛・電離放射線・粉じん作業などに従事する労働者については、別途省令等にて特殊健康診断の実施が義務づけられています。

\*「深夜業を含む業務」とは業務の常態として深夜業(22:00～翌5:00)を1週1回以上又は1か月に4回以上行う業務をいいます。(S23.10.1 基発第1456号)

（注）労働者数50名以上の事業場については、遅滞なく定期健康診断結果報告書を提出することが法令で義務づけられています。

# パート・アルバイトに対する健康診断

「短時間労働者に係る労働条件の確保・改善について」(H20.2.15基発0215004)など

パート・アルバイトについても、次に掲げる労働安全衛生法の規定に基づく健康診断を実施しなければなりません。

- ア 常時使用する短時間労働者に対し、雇入れの際に行う健康診断【雇入時の健康診断】及び1年以内ごとに1回、定期に行う健康診断【定期健康診断】
- イ 深夜業を含む業務等に常時従事する短時間労働者に対し、当該業務への配置替えの際及び6か月以内ごとに1回、定期に行う健康診断【特定業務従事者に対する健康診断】
- ウ 一定の有害な業務に常時従事する短時間労働者に対し、雇入れ又は当該業務に配置替えの際及びその後定期に行う特別の項目についての健康診断【有機溶剤等健康診断などの特殊健康診断】

「常時使用する短時間労働者」とは、次の①及び②のいずれの要件をも満たす者です。

- ①期間の定めのない労働契約により使用される者であること。（以下の者を含みます）
  - ・期間の定めのある労働契約により使用される者であって、契約期間が1年※以上である者
  - ・期間の定めのある労働契約により使用される者であって、契約更新により1年※以上使用されることが予定されている者
  - ・期間の定めのある労働契約により使用される者であって、契約更新により1年※以上引き続き使用されている者
- ※「1年」とあるのは、「特定業務従事者」については6か月となります
- ②その者の1週間の労働時間数が当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の4分の3以上であること。

- ◆1週間の労働時間数が当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の4分の3未満である短時間労働者であっても、上記の①の要件に該当し、1週間の労働時間数が、当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数のおおむね2分の1以上である者に対しても実施することが望ましいとされています。

# 有機溶剤等健康診断

有機溶剤中毒予防規則第29条

有機溶剤業務に常時従事する労働者に対しては、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後6か月以内ごとに1回、定期に、健康診断を実施しなければなりません。

## 必ず実施しなければならない項目

- ①業務の経歴の調査
- ②有機溶剤による健康障害の既往歴の調査
- ③有機溶剤による自覚症状及び他覚症状※の既往歴の調査
- ④有機溶剤による自覚症状または他覚症状※と通常認められる症状の有無の検査
- ⑤尿中の蛋白の有無の検査（既往の異常所見の有無の調査を含む）

## 医師が必要と判断した場合に実施しなければならない項目

- ①作業条件の調査
- ②貧血検査（既往の異常所見の有無の調査を含む）
- ③肝機能検査（既往の異常所見の有無の調査を含む）
- ④腎機能検査（尿中の蛋白の有無の検査を除く）（既往の異常所見の有無の調査を含む）
- ⑤神経内科学的検査（既往の異常所見の有無の調査を含む）

\*自覚症状または他覚症状については、医師が次の項目のすべてをチェックしなければなりません。（H元. 8.22基発462）

- 1. 頭重 2. 頭痛 3. めまい 4. 悪心 5. 嘔吐 6. 食欲不振 7. 腹痛
- 8. 体重減少 9. 心悸亢進 10. 不眠 11. 不安 12. 焦燥感
- 13. 集中力の低下 14. 振戦 15. 上気道又は眼の刺激症状
- 16. 皮膚又は粘膜の異常 17. 四肢末端部の疼痛 18. 知覚異常
- 19. 握力減退 20. 膝蓋腱・アキレス腱反射異常 21. 視力低下 22. その他

## ■ 留意事項

- 有機溶剤が5%を超えて含有されている物質を製造または取り扱う場合にも検査が必要です。
- 血液や尿の採取時期、保存方法、項目の省略要件については、「有機溶剤中毒予防規則第29条及び鉛中毒予防規則第53条に規定する検査のための血液又は尿の採取時期及び保存方法等並びに健康診断項目の省略の要件について」（平成10年3月24日基発第122号）を参照してください。

### ◆有機溶剤業務（下記の業務で屋内作業場等において行うものが該当）

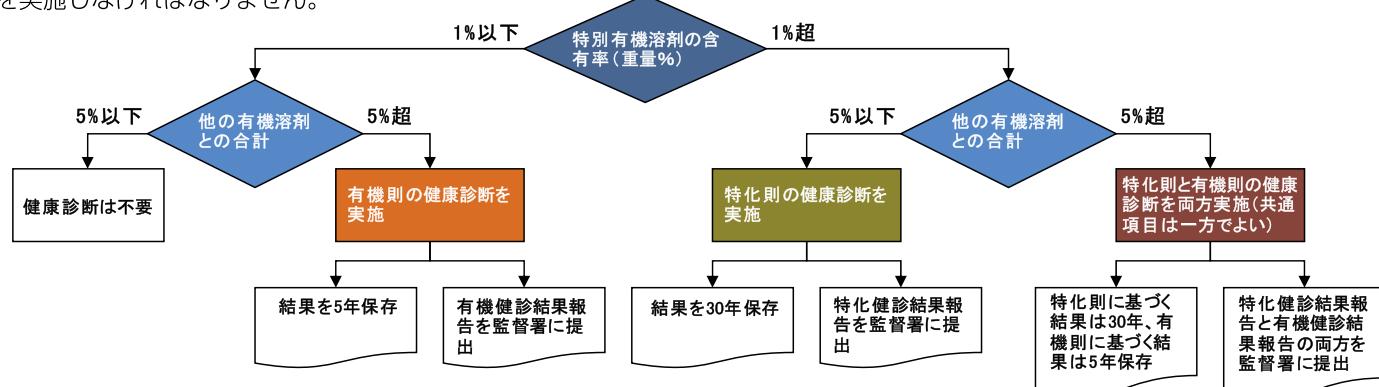
- △ 有機溶剤等を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、攪拌、加熱又は容器若しくは設備への注入の業務 □ 染料、医薬品、農薬、化学繊維、合成樹脂、有機顔料、油脂、香料、甘味料、火薬、写真薬品、ゴム若しくは可塑剤又はこれらのものの中間体を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、攪拌又は加熱の業務 △ 有機溶剤含有物を用いて行う印刷の業務
- △ 有機溶剤含有物を用いて行う文字の書き込み又は描画の業務 □ 有機溶剤等を用いて行うつや出し、防水その他の面の加工の業務 △ 接着のためにする有機溶剤等の塗布の業務
- △ 接着のために有機溶剤等を塗布された物の接着の業務 □ 有機溶剤等を用いて行う洗浄（△に掲げる業務に該当する洗浄の業務を除く。）又は拭きょうの業務 □ 有機溶剤含有物を用いて行う塗装の業務（△に掲げる業務に該当する塗装の業務を除く。）△ 有機溶剤等が付着している物の乾燥の業務 □ 有機溶剤等を用いて行う試験又は研究の業務 □ 有機溶剤等を入れたことのあるタンク（有機溶剤の蒸気の発散するおそれがないものを除く。）の内部における業務

（注）労働者数に関係なく、遅滞なく健康診断結果報告書を提出することが法令で義務づけられています。

# 特別有機溶剤に係る特定化学物質健康診断

特定化学物質障害予防規則第41条の2  
有機溶剤中毒予防規則第29条準用

特別有機溶剤業務に従事する労働者に対しては、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後6か月以内ごとに1回、定期に、特別有機溶剤の含有率と他の有機溶剤の含有率に応じて、「特定化学物質健康診断」、「有機溶剤等健康診断」、あるいは「その両方」を実施しなければなりません。



### ◆特別有機溶剤（12物質）

クロロホルムほか9物質（クロロホルム・四塩化炭素・1,4-ジオキサン・1,2-ジクロロエタン・ジクロロメタン・スチレン・1,1,2,2-テトラクロロエタン・テトラクロロエチレン・トリクロロエチレン・メチルイソブチルケトン）、エチルベンゼン、1,2-ジクロロプロパン

### ◆特別有機溶剤業務

クロロホルムほか9物質を用いて行う有機溶剤業務（クロロホルム等有機溶剤業務）、エチルベンゼン塗装業務、1,2-ジクロロプロパン洗浄・拭拭業務

# 特定化学物質健康診断

特定化学物質障害予防規則第39条

特定化学物質を取り扱う労働者に対しては、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及び6か月以内ごと（ベリリウム及びニッケルカルボニルを取り扱う労働者に対する胸部エックス線直接撮影による検査は1年以内ごと）に1回定期に、物質ごとに定められた項目の健康診断を実施しなければなりません。また、特定化学物質を取り扱う業務（労働安全衛生法施行令第22条第2項の業務に限る。）に、常時従事したことのある労働者で、現に雇用している者に対しても6か月以内ごとに同種の健康診断を実施しなければなりません。

特定化学物質健康診断は、第一次検査と第二次検査にわかっています。第一次検査項目をグループ別に表に示しました。第一次検査で有所見となり、医師が必要と認める場合は第二次検査を行わなければなりません。

■物質別の詳しい検査項目については、特定化学物質障害予防規則の別表第3（第一次検査）、別表第4（第二次検査）で確認してください。

## ■物質別グループ名一覧

物質名（製造禁止物質）	グループ	特化別表3
ベンジン（塩）	A	1
4-アミノジフェニル（塩）	A	49
4-ニトロジフェニル（塩）	A	49
ビス（クロロメチル）エーテル	N	2
ベーターナフチルアミン（塩）	A	1

物質名（第1類物質）	グループ	特化別表3
ジクロルベンジン（塩）	A	1
アルファーナフチルアミン（塩）	A	1
塩素化ビフェニル（PCB）	C	3
オルト-トリジン（塩）	A	1
ジアニシジン（塩）	A	1
ベリリウム	D	4
ベンゾトリクロリド	E	5

※エチレンオキシド及びホルムアルデヒドについては、特化則に基づく特殊健康診断を行う必要はありませんが、安衛則第45条に基づく一般健康診断を配置替え時及びその後6か月以内ごとに1回行わなければなりません。

物質名（第2類物質）	グループ	特化別表3	物質名（第2類物質）	グループ	特化別表3
アクリルアミド	F	6	ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト（DDVP）	AE	28
アクリロニトリル	G	7	1,1-ジメチルヒドラジン	AB	29
アルキル水銀化合物	F	8	臭化メチル	F	30
インジウム化合物	Z	9	水銀（無機化合物）	Q	31
エチルベンゼン	A	10	スチレン	AF	32
エチレンイミン	F	11	1,1,2,2-テトラクロロエタン	AD	18
エチレンオキシド	※	※	テトラクロロエチレン	AG	33
塩化ビニル	H	12	トリクロロエチレン	AG	33
塩素	G	13	トリレンジイソシアネート	F	34
オーラミン	I	14	ニッケル化合物	Y	35
オルト-フタロジニトリル	J	15	ニッケルカルボニル	B	36
カドミウム（化合物）	L	16	ニトログリコール	R	37
クロム酸（塩）、重クロム酸（塩）	K	17	パラジメチルアミノアゾベンゼン	A	1
クロロホルム	AD	18	パラニトロクロルベンゼン	J	38
クロロメチルメチルエーテル	B	19	砒素（化合物）	X	39
五酸化バナジウム	M	20	弗化水素	C	40
コバルト（無機化合物）	AB	21	ベータープロピオラクトン	S	41
コールタール	E	22	ベンゼン	T	42
酸化プロピレン	F	23	ペンタクロロフェノール	U	43
ジン化カリウム、ジン化水素、ジン化ナトリウム	O	24	ホルムアルデヒド	※	※
四塩化炭素	AD	18	マゼンタ	A	1
1,4-ジオキサン	AD	18	マンガン（化合物）	V	44
1,2-ジクロロエタン	AD	18	メチルイソブチルケトン	AH	45
3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	P	25	沃化メチル	F	46
1,2-ジクロロプロパン	AC	26	硫化水素	G	47
ジクロロメタン	AC	27	硫酸ジメチル	W	48

## ■特定化学物質健康診断の項目

健康診断の項目	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	AA	AB	AC	AD	AE	AF	AG	AH					
業務経歴の調査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
作業条件の調査															○									○	○	○	○	○	○	○	○	○							
既往歴の有無の検査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
自他覚症状の有無の検査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
皮膚所見の有無の検査			○	○	○				○											○	○	○	○																
鼻腔の所見の有無の検査												○																											
カドミウム黄色環の有無の検査												○																											
肝または脾の腫大の有無の検査												○																											
握力の測定																									○														
血圧の測定																○			○		○																		
肺活量の測定																	○																						
胸部エックス線直接撮影	○		○	△		△		△		△		△					○				△		□																
尿中の蛋白の有無の検査													○				○				○										○	○	○	○					
尿中の糖の有無の検査																									○														
尿中ウロビリノーゲンの検査			○					○	○			○	○							○	○																		
尿中の潜血の検査																			○																				
尿沈渣検鏡	○												○																										
赤血球数の検査																		○	○																				
尿中のマンデル酸の量の測定																															○								
尿中のリカル酢酸又は総三塩化物の量の測定																																						○	
白血球数の検査																									○														
血清の検査																										○													
GOT、GPT、ALP等肝機能検査													○					○															○	○		○			

※○印は該当するもの。△印は一定条件のもとに該当するもの。□印は雇入れ又は配置替えの際にのみ該当するものです。

(注) 労働者数に関係なく、遅滞なく健康診断結果報告書を提出することが法令で義務づけられています。

# 鉛健康診断

鉛中毒予防規則第 53 条

鉛業務に常時従事する労働者に対しては、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後 6か月以内ごとに 1回、定期に、次の項目の健康診断を実施しなければなりません。(はんだ付け等一部業務は 1年以内ごと)

## 必ず実施しなければならない項目

- ①業務の経歴の調査
  - ②・鉛による自覚症状及び他覚症状※の既往歴の調査
    - ・血液中の鉛の量及び尿中のデルタアミノレブリン酸の量の既往の検査結果の調査
  - ③鉛による自覚症状または他覚症状と通常認められる症状の有無の検査
  - ④血液中の鉛の量の検査
  - ⑤尿中デルタアミノレブリン酸の量の検査
- (④⑤の検査については、6か月以内ごとに 1回の検査で、前回当該検査を受けた者については、医師の判断で省略することができます。  
省略する場合には、別途省略要件(平成元年 8月 22 日付け基発第 463号)により判断することになります。)

## 医師が必要と判断した場合に実施しなければならない項目

- ①作業条件の調査
- ②貧血検査
- ③赤血球中のプロトポルフィリンの量の検査
- ④神経内科学的検査

※自覚症状または他覚症状については、医師が次の項目のすべてをチェックしなければなりません。(H元. 8.22基発462)

- |                               |                            |        |         |       |         |
|-------------------------------|----------------------------|--------|---------|-------|---------|
| 1. 食欲不振、便秘、腹部不快感、腹部の疝痛等の消化器症状 | 2. 四肢の伸筋麻痺または知覚異常などの末梢神経症狀 | 3. 関節痛 | 4. 筋肉痛  | 5. 苍白 | 6. 易疲労感 |
| 7. 倦怠感                        | 8. 睡眠障害                    | 9. 焦燥感 | 10. その他 |       |         |

(注) 労働者数に関係なく、遅滞なく健康診断結果報告書を提出することが法令で義務づけられています。

# 電離放射線健康診断

電離放射線障害予防規則第 56 条

放射線業務に常時従事し管理区域に立ち入る労働者に対しては、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後 6か月以内ごとに 1回、定期に、健康診断を実施しなければなりません。

## 必ず実施しなければならない項目

- ①被ばく歴の有無、自覚症状の有無の調査及びその評価
- ②白血球数及び白血球百分率の検査
- ③赤血球数及び血色素量又はヘマトクリット値の検査
- ④白内障に関する眼の検査
- ⑤皮膚の検査

(注) 労働者数に関係なく、遅滞なく健康診断結果報告書を提出することが法令で義務づけられています。

■雇入れの際または配置替えの際の健康診断では、線源の種類等※に応じて④を省略できます。

■定期に行う健康診断については、医師が必要でないと認めるときは②～⑤の全部または一部を省略できます。

■前年 1年間に受けた実効線量が 5mSv を超えず、かつ今年 1年間に受ける実効線量が 5mSv を超えるおそれのない者については、医師が必要と認めないと判断するには、②～⑤を実施する必要はありません。

※白内障が生じるおそれがある「線源の種類等」には、中性子線源(中性子線が発生する装置を含む)及び眼に大量のエックス線又は gamma 線を受けるおそれがある状況下でのこれら放射線の発生装置があること(H13.3.30基発 253)

# 腰痛健康診断

「職場における腰痛予防対策指針」  
(H25.6.18基発0618第1号)

重量物取り扱い作業に常時従事する労働者、介護作業等腰部に著しい負担のかかる作業に常時従事する労働者に対しては、当該作業に配置する際及びその後 6か月以内ごとに 1回、定期に、健康診断を実施しなければなりません。

## 配置前の健康診断

配置前の労働者の健康状態を把握し、その後の健康管理の基礎資料とするため、配置前の健康診断の項目は、次のとおりとすること。

- ①既往歴(腰痛に関する病歴及びその経過)及び業務歴の調査
- ②自覚症状(腰痛、下肢痛、下肢筋力減退、知覚障害など)の有無の検査
- ③脊柱の検査:姿勢異常、脊柱の変形、脊柱の可動性及び疼痛、腰背筋の緊張及び圧痛、脊椎棘突起の圧痛などの検査
- ④神経学的検査:神経伸展試験、深部腱反射、知覚検査、筋萎縮などの検査
- ⑤脊柱機能検査:クラウス・ウェーバーテスト又はその変法(腹筋力、背筋力などの機能のテスト)

なお、医師が必要と認める者については、画像診断と運動機能テストなどを行うこと。

## 定期健康診断

- ①既往歴(腰痛に関する病歴及びその経過)及び業務歴の調査
- ②自覚症状(腰痛、下肢痛、下肢筋力減退、知覚障害など)の有無の検査

## 医師が必要と判断した場合に実施しなければならない項目

- ①脊柱の検査:姿勢異常、脊柱の変形、脊柱の可動性及び疼痛、腰背筋の緊張及び圧痛、脊椎棘突起の圧痛などの検査
- ②神経学的検査:神経伸展試験、深部腱反射、知覚検査、徒手筋力テスト、筋萎縮などの検査

なお、医師が必要と認める者については、画像診断と運動機能テストなどを行うこと。

# 歯科健康診断

労働安全衛生規則第 48 条

次の物質のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務に常時従事する労働者に対しては、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後 6か月以内ごとに 1回、定期に、歯科医師による健康診断を実施しなければなりません。

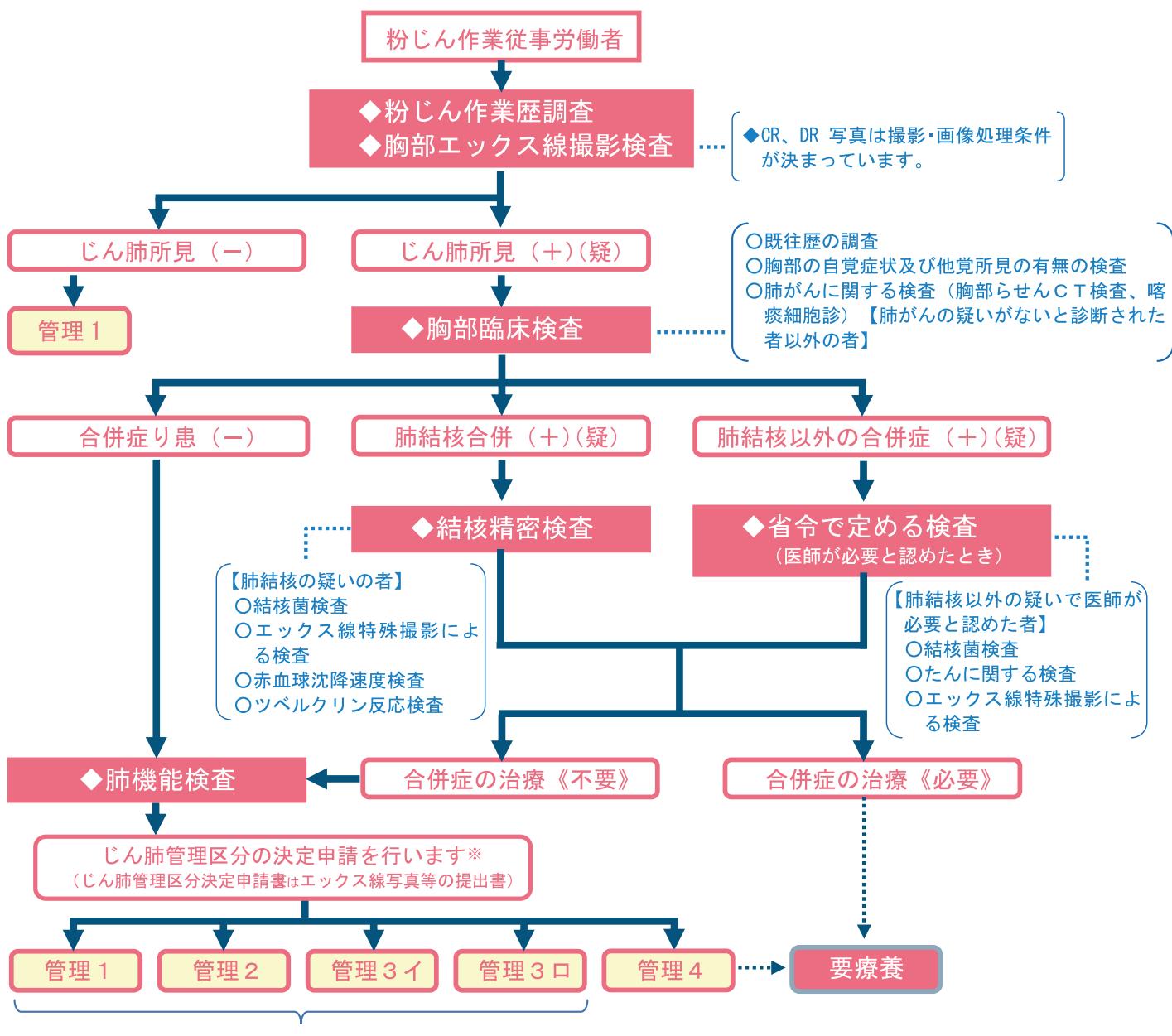
- ①塩酸 ②硝酸 ③硫酸 ④亜硫酸 ⑤弗化水素 ⑥黄りん ⑦その他歯又はその支持組織に有害な物

(注) 労働者数50名以上の事業場については、遅滞なく定期健康診断結果報告書を提出することが法令で義務づけられています。

粉じん作業や石綿に関連する粉じん作業に常時従事する労働者及び常時従事させたことがある労働者で現に雇用している者に対して、当該業務に就業の際及び下記の期間ごとに1回、定期に健康診断を実施しなければなりません。

粉じん作業従事の状況	じん肺管理区分	じん肺定期健診の頻度
常時粉じん作業に従事	1	3年に1回
	2又は3	1年に1回
過去に常時粉じん作業に従事 (現在粉じん作業以外の業務に従事)	2	3年に1回
	3	1年に1回

## じん肺健康診断の流れ



次回の定期のじん肺健康診断へ

※じん肺管理区分の決定申請は、都道府県労働局へ行っていただく必要があります。

管理区分2または3で退職した労働者は、じん肺の健康管理手帳の交付申請ができます。

「健康管理手帳」は、国の費用で健康診断が受診できる制度です。交付の申請先は、労働局になります。

# 健康診断結果に基づき事業者が講すべき措置に関する指針

(平成20年1月31日改正)

健康診断の結果に基づく就業上の措置が、適切かつ有効に実施されるため、就業上の措置の決定・実施の手順に従つて、健康診断の実施、健康診断の結果について医師からの意見の聴取、就業上の措置の決定、健康情報の適正な取り扱い等についての留意事項が定められています。

## ◆ 健康診断の実施

医師等による健康診断を実施し、労働者ごとに診断区分（異常なし、要観察、要医療等）に関する医師等の判定を受ける。

## ◆ 二次健康診断の受診勧奨

健康診断の結果、二次健診の対象とされた労働者に二次健診を勧奨するとともに二次健診結果を事業者に提出するよう働きかける。

## ◆ 健康診断の結果についての医師等からの意見の聴取

- ・異常の所見があると診断された労働者の健康診断結果について、医師の意見を聞かなければならない。
- ・産業医選任義務事業場は、産業医から意見を聞くことが適當、労働者50人未満の事業場は地域産業保健センターを利用すること等労働者の健康管理に必要な医学に関する知識を有する医師等から意見を聞くことが適當である。
- ・事業者は、適切に意見を聞くため、必要に応じ、意見を聞く医師に労働者にかかる作業環境等の情報を提供し、場合により労働者との面接の機会を提供することが適當である。
- ・就業上の措置に関し、講すべき措置の内容等に係る意見を聞く必要がある。  
例) 通常勤務、就業制限(勤務に制限を加える必要のあるもの)、要休業(勤務を休む必要のあるもの)
- ・作業環境管理、作業管理を見直す必要がある場合は、措置の必要性について意見を求める。
- ・健康診断個人票の医師等の意見欄に就業上の措置に関する意見の記入を求める。内容が不明な場合は、医師等に内容を確認する。意見の聴取は、速やかに行うことが望ましい。

## ◆ 就業上の措置の決定

- ・医師等の意見に基づいて、就業上の措置を決定する場合はあらかじめ当該労働者の意見を聴き、十分な話し合いを通じて労働者の了解が得られるよう努めることが適當である。
- ・衛生委員会等に、必要に応じ、健康診断結果の医師等の意見を報告することが適當である。この場合個人が特定されないよう意見を適宜集約する等の措置が必要である。また、作業環境管理及び作業管理について措置を決定する場合は、必要に応じ、調査審議することが適當である。
- ・就業上の措置を実施し、又は変更する場合は、医師等と産業保健スタッフとの連携及び健康管理部門と人事労務部門との連携に留意する必要がある。また、健康状態の改善が見られた場合は、医師等の意見を聴いた上で、通常の勤務に戻す等適切な措置を講じる必要がある。

## ◆ その他の留意事項

### (1) 健康診断結果の通知

事業者は、健康診断を受けた労働者に所見の有無にかかわらず、遅滞なく健診結果を通知しなければならない。

### (2) 保健指導

事業者は、定期健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対して、医師又は保健師による保健指導を受けさせるよう努めなければならない。

### (3) 再検査又は精密検査の取扱い

事業者は、就業上の措置の決定ができる限り詳しい情報に基づいて行うため、再検査又は精密検査を行う必要がある労働者に対して、当該検査を勧奨するとともに、意見を聞く医師等に当該検査結果を提出するよう働きかけることが適當である。

### (4) 健康情報の保護

事業者は、健康情報の保護に留意し、その適正な取扱に留意する必要がある。

### (5) 健康診断結果の記録の保存

事業者は、健康診断結果に基づき、健康診断個人票を5年間(特別管理物質関係は30年、石綿は40年)保存しなければならない。